

# ジャパンラグビーカレッジ（JRC）会員規約

## 第1 基本理念

ラグビーにおける個々の専門スキルアップ、即戦力となるフィジカル作りだけでなく、ラグビー憲章における「World Rugby Value」を重んじ、グラウンド以外でも愛されるリーダーを育成することを基本理念とする。

## 第2 活動方針

- 1 個々のポテンシャルを十分に引き出し、能力や希望を十分に把握したうえで、それぞれに合ったプログラムを作成し、本人が納得のいく指導を行う。
- 2 定期的な個別面談を行うことでモチベーションの維持、向上を図る。
- 3 ラグビーのスキルアップだけを目的とするのではなく、学業成績、友人関係、家庭内での問題においてもサポートする。

## 第3 組織

- 1 一般社団法人ジャパンラグビーカレッジが運営する本団体の名称は「ジャパンラグビーカレッジ」とし、略称は「JRC」とする。
- 2 JRCの本部は、京都市中京区壬生朱雀町27-1朱雀ハイツ3Gに置く。

## 第4 会員資格

- 1 入会申込者は、所定の入会申込書をJRCに提出し、JRCにより入会の承認を得ることで会員たる資格を得る。
- 2 入会申込者は、入会に際し入会金5,500円（税込）を所定の期日までに支払うものとする。但し、同一兄弟の二人目（一人目が現に会員である場合、又は同一兄弟の二人以上が同時に申込みの場合に限る。）以降は半額とする。
- 3 JRCは、会員が所定の期日までに入会金の支払いを完了しない場合、第1項の入会の承認を取り消すことができる。
- 4 会員は、退会又は除名により会員資格を喪失する。

## 第5 活動

- 1 JRCにおいて会員向けに行われるプログラムは、グラウンドプログラム、オンラインプログラム、フィジカルプログラムから構成されるものとする。
- 2 会員は、前項の3つのプログラムをいずれも受講しなればならず、一部のプログラムに限って入会することはできない。
- 3 会員は、各プログラムに真摯に取り組み、JRCのスタッフの指示・指導に従わなければならない。
- 4 会員は、プログラムを欠席する場合、JRCに対し事前に欠席する旨を連絡しなければならない。なお、欠席したプログラムの代替日は用意されない。

## 第6 会費等の費用

- 1 JRCの会費は月額16,500円（税込）とする。但し、同一兄弟のうち二人以上が同時に会員である場合、二人目以降は半額とする。
- 2 会員は、毎月10日限り（10日が土日祝日の場合は、直前の平日限りとする。）、当月分の会費をJRCが指定する銀行口座に振込送金して支払わなければならない。但し、振込手数料は会員の負担とする。
- 3 第1項の会費は、当該月の各プログラムのコマ数によって変動しない。また、会員が一部又は全部のプログラムを欠席した場合も同様とする。

- 4 会員は、フィジカルプログラムにおいて、会費とは別途施術費・治療費が発生する場合、フィジカルプログラムを担当する治療院に直接支払うものとする。
- 5 JRCは入会金、会費の他に、会員に対し、JRCが必要と認める特別の活動費、用具購入費等を請求することがある。

#### 第7 保険及び賠償義務

- 1 会員は、JRCが指定するスポーツ安全保険に加入するものとする。
- 2 会員は、JRCのプログラム、その他の活動に従事しているときに負傷または死亡した場合、前項のスポーツ安全保険から補償を受けるものとし、JRC、JRCの役員、及びそのスタッフは、当該会員又はその遺族に対し、当該スポーツ安全保険（賠償責任保険）で補償される範囲を越えて、いかなる民事上の責任も負わないものとする。

#### 第8 安全管理

- 1 JRCのスタッフは、会員がJRCのプログラム、その他の活動に従事している際は、会員の健康・安全に最大限の注意を払うと共に、万が一、会員が負傷等した場合は、ただちに可能な限りの救護を行い、関係各所及び保護者に連絡をするものとする。
- 2 会員がJRCのプログラム、その他の活動に従事している際に疾病に罹患、負傷等をした為、緊急の手術、麻酔及び輸血等の治療行為が必要となった場合で、JRCが保護者と連絡が取れない場合は、JRC及び会員は、医師の判断に従うものとする。
- 3 会員は、JRCのプログラム、その他の活動に従事するに際し、体調の異変、違和感等を感じた場合は、直ちにJRCのスタッフにその旨申し出て、活動を中止しなければならない。

#### 第9 活動中の画像、映像、音声

- 1 会員は、各プログラム、その他JRCの活動に参加する様子の画像、動画、音声、JRCのオンラインプログラムや、広報、活動報告等のため、ホームページ、SNS、YouTube、パンフレット、講演のスライド、その他媒体のいかんを問わず、掲載・利用されることを承諾するものとする。
- 2 会員は、オンラインプログラムにおいて、氏名等の個人情報を含む発言又はzoomにおける表示が、録画され、他の会員及びその保護者に対して公開されることを承諾するものとする。

#### 第10 退会

- 1 会員は、JRCに退会を申し出ることにより、随時退会することができる。
- 2 会員は、前項の退会の申し出が、当該月の会費支払期日経過後となった場合、当該月の会費の返還を請求することができない。

#### 第11 除名

- 1 JRCは、次の場合、会員を直ちに除名処分にする事ができる。
  - ①会員がJRCのプログラム、その他の活動に真摯に取り組まない場合
  - ②会員がJRCのスタッフの指示・指導に従わない場合
  - ③会員がJRCの理念、方針に反する行動をとる場合
  - ④会員が、会費その他の費用の支払いを遅滞し、JRCからの督促があってもなお支払わない場合
  - ⑤会員がJRCの信用を毀損する行為をおこなった場合
  - ⑥会員がJRC会員としての品位を害する行為をおこなった場合
  - ⑦会員が犯罪、不法行為、その他の非違行為をおこなった場合
  - ⑧JRCが会員又はその保護者と1ヶ月以上連絡がとれなくなった場合
  - ⑨会員がプログラムへの欠席を繰り返す場合

⑩会員が会員規約を遵守しない場合

2 前項により除名された会員の会費については、第10条第2項を準用する。

## 第12 個人情報

会員からJRCに提供された個人情報は、JRCの活動を運営する目的の範囲内で利用するものとし、会員の同意がある場合または法令で定める正当な理由がある場合を除いて、第三者に開示しない。

## 第13 規約の改定

1 本会員規約は改定されることがある。

2 前項により改定された本会員規約は、会員の個別の合意なく、会員に適用されるものとする。

2023年5月 1日 施行

2023年5月18日 改訂（第4条2項、第6条1項）